

平成30年度第2回宮城県環境審議会

日 時： 平成31年1月30日（水曜日）
午前10時から
場 所： 宮城県行政庁舎9階 第一会議室

1 開 会

○司会（鈴木補佐） 本日は、お忙しい中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから宮城県環境審議会を開会いたします。

本会は25名の委員により構成されておりますが、ただいま18名の委員の皆様の御臨席により、審議会条例の規定による成立要件である半数以上の御出席をいただいておりますことから、本日の会議は有効に成立されていることを御報告申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、本日の配付資料を確認させていただきます。

事前にお送りしております資料は、資料1、資料2、そして審議事項の資料として審1-1から審1-4までの4種類でございます。そして報告事項の資料として報1-1から報1-5までの5種類と、報2、こちらは冊子でございます。平成30年版宮城県環境白書でございます。

また、机上にお配りしております資料として、会議の次第、座席表を配付してございます。

なお、本日付けで知事から諮問いたしました平成31年度公共用水域水質及び地下水質測定計画についての諮問書の写しも配付してございます。

資料に不足はございませんでしょうか。

2 あいさつ

○司会（鈴木補佐） それでは、開会に当たりまして、後藤環境生活部長から御挨拶を申し上げます。

○後藤環境生活部長 皆様、おはようございます。本日はお忙しい中、宮城県環境審議会に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。委員の皆様におかれましては、日ごろから県の環境行政に貴重な御意見、御助言を賜っておりますことに心からお礼を申し上げます。また、本審議会委員をお引き受けくださいましたことに対しまして、改めて感謝を申し上げます。栗原委員、菊地委員におかれましては新たに委員に就任いただきました。本当にありがとうございます。

さて、東日本大震災からまもなく8年を経過します。この間、県では県民の皆様とともに復旧・復興に邁進してきたところでございまして、観光分野におきましては復興を契機とした先進的な地域づくりや、復興事業における自然環境や生活環境への配慮などの取組を進めてまいりましたが、一方で、温室効果ガスの排出量、それから廃棄物の排出量が震災以降、増加に転じるなど課題がまだ残されてございます。

また、平成27年に国連で採択されました持続可能な開発目標、SDGsにつきましても、国の第五次環境基本計画にその考え方が取り入れられるなど、国内外で急速に政策及び経済転換の柱となってきております。

本県におきましても、昨年10月に策定いたしました宮城県地球温暖化対策実行計画及び再生可能エネルギー・省エネルギー計画において、SDGsの考え方を踏まえまして今後の取組に活用することといたしております。これからの環境行政におきましては、政策の立案、計画の策定、そして実施など、さまざまな場面でSDGsの考え方を踏まえていくことが求められていくのではないかと考えております。そのため、今後の環境政策の推進に当たりましては、環境基本計画にうたう基本方針に従いまして、美しい県土と持続可能な社会の実現に向けて取り組んでまいりますが、さらに、環境・経済・社会の統合的な向上を目指して進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様さまざまな視点からの御意見、御助言を賜りますようお願いを申し上げます。

本日の審議会では、審議事項1件、報告事項2件について御審議をお願いしたいと考えております。審議事項につきましては、平成31年度公共用水域水質及び地下水質測定計画についてでございます。こちらは毎年度御審議いただいております計画でございますが、本日、諮問をさせていただき、次回の審議会で答申をいただきたいと考えてございます。また、報告事項の1件目につきましては、鳴瀬川流域水循環計画（第2期）の策定についてでございます。「ふるさと宮城の水循環保全条例」に基づき流域ごとに策定される5つの流域計画のうち、鳴瀬川流域の計画が10年間の計画期間を満了したことから、第2期計画を策定し、引き続き継続的な取組を実施していきたいと考えているものでございます。報告事項の2件目につきましては、宮城県環境基本計画の進捗状況についてでございます。こちらにつきましては環境基本計画の各種施策の進捗

状況について、平成29年度の実績を御報告させていただきたいと考えております。

委員の皆様には、さまざまな観点から御意見を賜りますよう改めてお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

- 司会（鈴木補佐） 今期委員による会議は本日初めてでございますので、恐縮ですが、私のほうから委員の皆様の御紹介をさせていただきます。順番は、赤坂委員からお座席の順とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

<出席委員を順次紹介>

続きまして、宮城県環境生活部の職員を御紹介いたします。

<環境生活部長、各次長及び担当課長を順次紹介>

3 議事

(1) 審議会会長及び副会長の選出について

- 司会（鈴木補佐） それでは、最初の議事といたしまして、審議会の会長、副会長の選出を行いたいと思います。会長、副会長が決まるまでの間は、後藤環境生活部長を仮の議長として進めさせていただきます。それでは、後藤環境生活部長、お願いいたします。

- 後藤環境生活部長 それでは、暫時の間、私のほうで進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。では、会長、副会長の選出に関する規定について事務局から説明をお願いいたします。

- 稲村環境政策課長 事務局でございます。資料1を御覧ください。環境審議会条例第5条第1項に、会長、副会長は委員の互選により定めることが規定されております。

- 後藤環境生活部長 ただいま御説明を申し上げましたように、委員の互選により選出することになっておりまして、皆様から自薦・他薦のお声をいただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

<挙手あり>

はい、石澤委員、お願いいたします。

- 石澤委員 事務局で案があれば御提案いただければと思いますが、いかがでしょうか。

- 後藤環境生活部長 ありがとうございます。それでは、事務局案ということでございますけれども、事務局から御提示させていただいてもよろしいでしょうか。

<「はい」の声>

ありがとうございます。それでは事務局、お願いします。

- 稲村環境政策課長 事務局から、審議会会長、副会長の事務局案につきまして申し上げます。会長には、前期までの会長である須藤隆一委員に再び会長をお願いしたいと考えております。また、副会長につきましても同じく前期まで副会長を務めていただきました吉岡敏明委員をお願いしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

- 後藤環境生活部長 ただいま事務局から、会長、副会長ともに、前期に引き続きまして須藤委員、吉岡委員にそれぞれお願いしたいという案を提出させていただきましたが、いかがでしょうか。皆様の御異議がなければ、拍手をもって御承認をいただければと思います。

<拍手>

はい、ありがとうございます。それでは、会長に須藤委員、副会長には吉岡委員を選出することとさせていただきます。それでは、須藤会長、吉岡副会長から一言御挨拶をいただければと存じます。よろしくお願いいたします。須藤会長、よろしくお願いいたします。

- 須藤会長 かしこまりました。ただいま座長を仰せつかりました須藤でございます。もう何回か同じことを繰り返されているので、よろしくないかとは思いますが、年長ということもございまして、今回の御指名については快く引き受けさせていただいて議事の進行に努めさせていただきたいと思っております。この環境審議会、宮城県の中で最も重要な環境の審議会でございます。先ほどSDGsの話もありましたし、また、昨年暮れのポーランドでのCOP24では、会議はそれなりに進行したけれども、具体的な成果も余り上げられないということで、そういう重要な問題も抱えております。また、国内では、宮城県自身がどうというわけではございませんが、プラ

スチックごみなどの新たな環境問題も発生しておりますので、従来の地球環境問題と、それから現在進行している公共水域の測定計画や、環境基本計画の進捗状況等を審議しながら、皆さんとともに、よりよき宮城県をつくり上げていくための努力に対して進行役を務めさせていただきたいと思っております。お隣に吉岡先生がいらっしゃるのです、私は安心して議事進行にのみ努力をすればよろしいかと思っております。続いて吉岡先生をお願いいたします。

- 吉岡副会長 どうぞ議事進行だけでなく、いろいろとよろしくお願ひしたいと思ひます。改めまして、東北大の吉岡でございます。重要な事項については、今、社会を取り巻く状況、SDGsの話とか、中国プラを含めたプラスチックの海洋ごみの問題とか、会長のほうから御説明あったと思ひますが、国の新しい環境基本計画等が公表され、特に地域循環共生圏、これがかなり大きな柱になっているように思ひます。地域の循環の共生圏ということですので、これはまさに環境問題ということで、我々が取り組まなければいけない課題だろうと。今、いろいろなところがこれに向けて用意ドンと発した中で、宮城県がどういふふうによりオリジナリティーを出しながらその先頭を切って走れるかというようなことをぜひ皆さんと議論していきたくと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。
- 後藤環境生活部長 ありがとうございます。それでは、環境審議会条例第6条の規定によりまして、ここからの議事につきましては須藤会長に議長をお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。
- 須藤会長 かしこまりました。

(2) 会議の公開について

- 須藤会長 最初に会議の公開のことですね。資料2に書いてあると思ひますが、この会議は公開ということで、皆様それでよろしゅうございませうか。
会議の公開について御承認いただいたので、公開ということで進めさせていただきます。

(3) 審議事項

①平成31年度公共用水域水質及び地下水質測定計画について（諮問）

- 須藤会長 それでは、先ほど環境生活部長から御紹介いただいたように、本日は審議事項が1件、報告事項2件ということでございまして、いずれも大変重要な議題でございます。
まずは、審議事項の1件目、平成31年度公共用水域水質及び地下水質測定計画についてお伺ひして、答申は次回にしたいということで、まず御説明を伺ひたいと思ひます。それでは、環境対策課長、どうぞお願ひいたします。
- 赤坂環境対策課長 環境対策課の赤坂でございます。座って説明させていただきます。それでは審議事項の1、平成31年度公共用水域水質及び地下水質測定計画について御説明をさせていただきます。公共用水域水質及び地下水質の測定計画につきましては、水質汚濁防止法の規定に基づき、国、仙台市等の関係機関と協議の上、県知事が作成することとしております。毎年度、測定計画案について環境審議会に諮問させていただいております。測定計画案を説明する前に、前年度、平成29年度の測定結果につきまして御報告申し上げます。
資料の審1-1を御覧ください。また、補足資料として配付しております審1-2もあわせて御覧願ひます。初めに、「I 公共用水域」ですが、調査結果の概要を青枠の中に記載しております。説明はその1から説明をさせていただきます。「1 測定水域数及び地点数」ですが、133水域、293地点で測定を実施いたしました。「2 測定機関」につきましては記載のとおりでございます。「3 水質調査結果の概要」ですが、(1)健康項目27項目のうち、カドミウム・鉛・砒素・ふっ素の4項目につきまして環境基準を超過しております。
なお、環境基準を超過した水域の一覧につきましては、補足資料の審1-2の1ページに記載しております。①カドミウム、②鉛、④ふっ素は、迫川中流の鉛川で検出されており、原因としましては細倉金属鉱山からの湧水など、鉱山に由来する自然汚濁と考えてございます。また、

③砒素は、江合川上流の鳴子ダムに流入する大深沢となっており、原因は上流の片山地獄から湧き出す源泉などに由来する自然汚濁と考えてございます。

審1-1の1ページにお戻りください。「3 水質調査結果の概要」の(2)生活環境項目12項目のうち水質汚濁の代表指標でありますBODとCODの環境基準達成率は81%、富栄養化の指標である全窒素と全磷は64%、水生生物保全に係る指標は100%でございました。次に、3ページの上にあります表2を御覧いただきたいと思えます。BOD(COD)の環境基準達成の状況の内訳となります。左側の欄に類型の表記がございますが、環境基準は水道や水生生物などの利用目的の適用性に応じて類型水域ごとに定めております。達成率は、河川が前年度同様の98%、湖沼が前年度より9ポイント下がりました8%、海域は前年度より8ポイント上がりました75%でした。次に、4ページの上にあります表3を御覧ください。全窒素と全磷の環境基準達成状況の内訳になりますが、全14水域中9水域で環境基準を達成しております。前年度と比較しますと、海域で1水域の減となります。表4につきましては、亜鉛・ノニルフェノール・LASの達成状況になりますが、前年度と同様、全水域で環境基準を達成しております。

なお、生活環境項目で環境基準を超過した水域の一覧につきましては、補足資料、審1-2の2ページに記載してございますので、御参考に願います。次に、5ページを御覧願います。「II 地下水の測定結果」についてです。枠内に同じく概要を記載してございます。また、補足資料として配付しました審1-2の16ページもあわせて御覧いただきたいと思えます。地下水質の調査は、概況調査、それから汚染井戸周辺地区調査、継続監視調査という3つに区分をしております。それぞれの調査目的につきましては、ページ下段の用語の解説に記載のとおりでございます。「1 調査結果の概要」についてですが、調査地点数は、概況調査の38地点、継続監視調査地点が43地点などで、合計で86地点でございます。環境基準の超過地点数は34地点でございました。概況調査では4地点、汚染井戸周辺地区調査では2地点、継続監視調査では28地点で、それぞれ硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素などの項目で環境基準を超過いたしました。なお、超過した地点の一覧につきましては、補足資料、審1-2の16ページに記載してございます。次に、測定結果に基づく対応でございます。環境基準を超過した地点につきましては、地下水の利用形態を考慮した上で、飲用をしないように指導するとともに、次年度の継続調査に対象ということで加えております。6ページは、環境基準項目における各調査の実施及び超過状況の一覧を記載しております。

続きまして、補足資料の審1-2の19ページを御覧ください。「III 環境省による公共用水域放射性物質モニタリング測定結果」になります。水質汚濁防止に基づき、国(環境省)が環境中の放射性物質を把握するために平成23年度から県内の公共用水域につきましてモニタリング調査を実施しております。緑の枠内の調査結果の概要を御覧ください。平成29年度の実施結果は、水質の放射性セシウムは全地点で不検出となっております。底質及び周辺環境(土壌)の放射性セシウムは一部で検出されておりますが、おおむね過去の調査の結果と同程度でございました。また、周辺環境の空間放射線率では、河川敷の1地点において国の除染基準を超過しておりました。20ページは、調査地点の一覧ということで、県内の地点を記載しております。また、21ページには、調査を開始しました23年度から年度ごとの放射性セシウムの濃度及び空間放射線率の最大値を記載しております。それから、22ページ、23ページは、推移のグラフなどになりますので、後ほど御覧いただければと思えます。報告は以上となります。

続きまして、諮問する計画の概要について御説明をいたします。資料、審1-3の概要版のほうで御説明をさせていただきます。なお、審1-4が計画本文になります。審1-3を御覧ください。「1 根拠法令」につきましては、冒頭で御説明をさせていただいたとおりでございます。「2 計画内容」でございますが、(1)公共用水域水質測定計画総括表を御覧ください。測定水域数は前年度と同様に133水域、測定地点数も前年度と同様に285地点を予定しております。なお、平成30年度との変更点でございますが、河川、湖沼の補助点等の一部におきましてノニルフェノールの測定地点を減らした点、また、仙台湾の一部において健康項目及び要監視項目の一部の測定頻度を増やした点ということになります。次に、「2 地下水質測定計画総括表」を御覧ください。概況調査34地点、継続監視調査36地点の合計70地点を予定しております。平成30年度との変更点は、概況調査で5地点、継続監視調査で10地点の減少ということになります。続きまして、「3 測定機関」から「5 分析方法」につきましては、前年度と同様となっております。「6 測定結果の公表」につきましては、県が各測定機関の測定結果を取りまとめまして、環境白書やホームページ等に公表することとしております。なお、速報値

につきましては、随時、県のホームページにより公表しているところでございます。最後に、「7 今後のスケジュール」でございます。本日諮問をさせていただいた後、須藤会長を座長として、8名の専門委員で構成します水質専門委員会におきまして御審議を賜りまして、3月の環境審議会において答申をいただければと考えております。平成31年度公共用水域水質及び地下水質測定計画(案)の説明につきましては以上のとおりでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○須藤会長 御丁寧に御説明いただきまして、ありがとうございます。これは諮問でございますので、最終的には再度、専門委員会で審議をさせていただいた後、次回のこの環境審議会でも報告をして答申をするということでございます。それより前に、昨年度の実績について、測定の実績でここはこう上がったとか下がったとか、幾つか気になる点もなくはないと思いますので、いつもこの会議の議論は前年度の測定結果についての評価について、委員の先生方から、特に地元の先生からは、どうしてそこだけ上がるのかとかそういう疑問もよく出るところでございますので、昨年度の評価を中心に御質問いただくのがよろしいかなと思っております。どなたでも結構でございます。御質問があれば順番に私が指名をいたします。

日引先生、どうぞお願いします。

○日引委員 ちょっと視点が違うかもしれないですけども、少し質問させていただきたいことがあります。一つは、例えばBODは、河川では全国よりも達成率が高く、そして湖沼と海域はずっと基本的には全国より低いですね。なぜそういうことが起こるのか。要するに地域の特徴的なものがあるからこういうことが起こるのか、何が原因なのかということをお聞きしたい。1個1個の点がオーバーしているというのはよろしいのですけれども、なぜほかのところは達成率が高くこちらのほうは低いのか。これは何らかの地形的な、例えば温泉があるとかいろいろあると思いますが、これが自然起因で起きているのか、あるいは工場とかの廃水から起きているのか、何がもともとの原因なのかかわかると思うので、それが素人としては難解なところなんです。第2点は、これは見せ方の問題なのですけれども、環境基準の達成率がどれぐらいという議論と、もう一つは、どのぐらい環境基準からオーバーしているのか。ほんのちょっとオーバーしているだけだったらほとんど心配しなくてもいいのですけれども、非常に大きく、乖離していれば、どの程度心配しなきゃいけないのかとかどの程度深刻なのかわかるので、そういう視点があればよかったですかなと思います。これはコメントです。

○須藤会長 では環境対策課長、今の2つの御質問に対してお答えください。

○赤坂環境対策課長 1つ目、特にCODの湖沼、閉鎖性の海域について達成率が低いということですが、これは毎年御質問いただきますが、類型指定というものがございまして、3ページの表の2にAAからCという類型がございまして。これは自治体によってさまざまな考え方をしております。当てはめる幅が自治体の判断である程度決められること、その幅が全国的に違うということがございまして。AAになれば基準が厳しいということになり、Cになれば環境基準が低く、達成する可能性が高いということになります。宮城県でこの類型指定がされたのは大分前のことで、全国的には割と厳しい類型を当てはめており、環境基準が他県に比較して上位にあるということは言えると思います。上位だからといって達成率が低いということとは直接つながらないのですが、そういうこともございまして。ただ、工場・事業場が周りにあって、廃水が流入しているということだけではありません。例えば、漆沢ダムでは環境基準を達成していませんが、ここは流入する環境負荷に人為的なものが全くなく、自然の汚濁による負荷ということになります。これも以前、調査をしましたが、なかなか結論は出ず、いわゆる自然の面源負荷じゃないかということをおっしゃっております。一つ一つ検証していくということは難しいのですが、我々は工場・事業場による汚染ではなくて、面源による負荷ということも結構大きいのではないかと捉えております。ただ、それをなるべく環境基準に近づけるということで、例えば、釜房ダムでは湖沼の特定計画をつくっている努力をしているところもございまして、今後ともそういったところは努力をしていきたいと思っております。また、環境基準の数値が大幅に上にあるかということですが、湖沼の測定ポイントによっても違いますが、断トツに上がっているとは捉えておりません。今回、河川も98%になっておりますけれども、そこを行ったり来たりするという地点もございまして、閉鎖性水域あるいは湖沼ということに関しては大幅にその上にあるということではないと判断しています。

○須藤会長 御説明はよろしいですか。私からちょっと追加させていただきます。環境基準をつくるぐらいのところから携わっていますので。特に宮城県は湖沼でも海でも閉鎖性水域が多いとい

うことが一つあります。それから、その数値というのは水の利用形態、例えば飲料水に使うものならばCOD 1以下でないといけないということになると、環境基準をAより低めるわけにはいかないというのが従来からの原則でございます。だから先ほどの釜房ダムも、じゃあ類型をCかDにしたら全部合格ですよ、ということができないのですよね。水の利用形態で決まってしまう基準なので、厳格に当てはめるのは確かだけれども、宮城県にとっては気の毒な点があるんです。基準値と水の利用形態を考慮しているので、きつい基準が当てはめられているのが、この30年間の実態でございます。よろしゅうございませうか。どうぞ、はい。

○日引委員 湖沼だとクロズド、閉鎖なので何となく特徴が出るとは思います、海域というのはあちこち水が移動するわけですよ。ということは、にもかかわらずそこは低いというのはどうでしょう。今おっしゃった点もちろんあるかもしれないですが、何か地理的な特徴というのはあるのでしょうか。

○須藤会長 やはり仙台湾自体が広く見れば閉鎖水域で、外海から見れば特にこの四角の部分というのはクロズドの部分、流れているようだけでもたまりやすいということもあるのではないかと考えております。松島湾のCODが高いのは流動性が小さいのが原因だろうと思います。

○日引委員 入れ換わりが少ないと。

○須藤会長 入れ換わりが少ないんですね。もっと外海と入れ換えられれば、CODはもちろん低くなると思います。今もそういう現状があって、海にしても湖沼にしても、一言で言うと宮城県は割を食っているという点ではあると私は考えています。日引先生、とりあえずそれでよろしいですか。ほかの先生いかがでしょうか。

いつもCOD、BODは問題になるので、これはもう少し、一回一回の話ではなくて、県のほうも、環境基準の例えばAではなくてCで当てはめたっていいじゃないかということ、これだけの水処理技術が発展しているわけですから、湖沼だって浄化は結構できるので飲み水で不安なことは起こり得ないと思いますので、環境基準を超えた範囲内で基準値を設定していかないと、ずっとこの議論を、毎年同じことをやらなければいけなくなってしまいますので、ぜひそろそろそういう準備をしていただいたほうがよろしいのではないかなと思います。

ほかの先生、いかがでございますでしょうか。はい、大友委員（角田市長）、お願いします。

○大友委員 私も勉強不足な点があるのですが、COD、BODの関係で、昨年などは特に夏場が猛暑ということで相当気温が上がりましたが、暑さとの関係でBODが上がるのではないかとと思うのですが。そうやって上がっていった場合に基準の設定の仕方というのも問題になってくるのではないかとこの感じがするのですけれども、その辺はどのように考えたらよろしいのか。

○須藤会長 それでは、環境対策課長どうぞ。

○赤坂環境対策課長 この公共用水域の水質測定計画ですが、毎月同じポイントを測定するというのが基本的考え方で、年間半分のところもございませうけれども。年間の毎月、例えば12回測定をしたときに、平均値で評価するというのもございませう。夏場に河川・湖沼も含めて流量が低下したり、あるいは水利用の形態からダムの水位が下がるということもございませうので、そういう意味からすると水質は安定していないと言えらると思います。ただ、評価の仕方としては、平均をとったりしますから、年間の評価になると思います。

○須藤会長 年間、毎月1回測りますと、12回の測定値がございませうよね。それで項目によって違うのだけれども、平均値をとる場合と75%値をとる場合とございませうので、それは細かいところはまた後で御説明いただくとして、大友市長がおっしゃったのは暑いから高いのではないかとこのことですよ。けれども逆に水の量が多いと薄まるじゃないですか。そうなると思えば夏のほうが一般的に見るとBODというのは低いのですよね。冬のほうがたまっている水で、少ししか流れませう。生活排水などが入ったらその分だけ高くなるのですよね。だから春夏秋冬でどういふふうになるかというのは解析してもらったほうがいいのだけれども、夏だから暑いからBODは高くなるということは一般的には考えられないと思います。その説明でいいかな。

○赤坂環境対策課長 もちろんいいと思いますけれども、先ほど須藤会長から御指摘のありました、平均をとるか75%値をとるかというところの解説させていただきます。水質の項目は健康項目と生活環境項目に分かれておりまして、健康項目に関しては平均値をとることになっています。生活環境項目については75%値、12件並べると9番目の数値が75%値ということになりますので、そういう評価をしております。補足させていただきます。

○須藤会長 評価方法が若干違うので、もし異存があるならば、環境省に提出する測定結果は環境省のならわしに倣わなければいけないけれども、もしここで平均値がいいということになったら、

私は両方使ってもいいと思いますよ。その辺は十分考慮して考えてよろしいのではないかと思います。

○大友委員 ありがとうございます。

○須藤会長 ほかの委員の皆さんいかがですか。それでは、この辺は1つ1つ議論し出すと切りがないほどたくさんありますので…。はい、吉岡先生。

○吉岡副会長 ここに出てくる数字を、多分、専門の方、そうじゃない方おられるので、もう一度確認させていただきたいということでの質問でございます。先ほど須藤会長のほうから、類型によって基準値が厳しい、厳しくないという話がありましたが、類型というのは、須藤会長からも御説明いただいたように、そこにおける利用形態と、立地と言ったらいいのか、周辺環境等も含めて、ここはこの基準を当てはめなければいけませんということが決まっているわけですね。なので、そこは基準が少し緩いほうに類型を変えましょうということとはできないと、そういう理解でよろしいのですよね。

○須藤会長 そうですね。

○吉岡副会長 なので、そのこの類型に当てはまったところでの基準をいかにクリアしているのかというのがこの図の中の数字としてあらわれていると、その理解でよろしいのですよね。それと、先ほどの75%値という、パーセントという数字が2つ出てきているので、そこを整理させていただきたいのですが、まず、環境基準がどうだというような議論をするときに、全部の観測地点の数値を観測地点数で割って、幾つの数値だという平均で出すのではなくて、例えば100地点あったとしたらその75%の、下から勘定して75位のところの数値を代表させましょうというので、75%値というのがここに表記されているという理解でよろしいのですよね。

○須藤会長 よろしいですか、それで。

○赤坂環境対策課長 75%値の考え方ですが、今、県内全体ではすごいポイント数がございますが、1地点ごとに評価します。それぞれ環境基準点がございますので、その地点で12回やっければ下から9番目を拾って、その値が75%値になります。

○吉岡副会長 そうすると、1地点について観測した数の75%のところ、要するに上位から25%に相当するところの順位の数字を出すと、そういうことですね。

<「そうです」の声あり。>

それと、例えば審1-1の3ページに達成率の推移というのがある。この達成率というのは、どういう意味での達成率なのでしょう。例えば観測地点100地点あった中で基準を達成しているのが何%という意味なのでしょう。それとももっと別な意味があるのでしょうか。これは75%云々の数値のところのどのぐらい基準を達成しているかという観測地点の割合というふうに見てよろしいですか。今度、達成率の説明をしていただきたいのですが。

○赤坂環境対策課長 3ページの表2の上のところを御覧いただきますと、達成水域数と、当てはめの水域数というところがございまして、この全水域数でどのぐらいの水域が達成してるかというパーセンテージになります。

○吉岡副会長 そうすると、全部の水域が環境基準をクリアしていれば100%達成というふうになるということですね。

<「はい」の声あり>

ということは0%というのはどこも達していないという、そういうことでこの図を見ていけばよろしいということですね。

○赤坂環境対策課長 はい、そのとおりでございます。

○吉岡副会長 はい、わかりました。そうすると宮城県の場合にはBODというのは全国平均から見ると達成率が上のほうにあるので比較的いいと、この数値から見ればですね。ところがCODについては、湖沼、海域についても全国平均より下回っているのであまりよろしくありませんというふうな見方をすればよろしいというふうな、その理解でよろしいですね。はい、わかりました。

○須藤会長 やはりこれ、うちの県だけ見ていると十分よくわからないので、恥になってしまうかもしれないけれども、湖沼はたしか全国から見ても達成状況というのが後ろのほうですね。1番か2番か3番か、その辺ですね。これは例年変わっていないのですよね。ここは改めなければいけないということを前から申し上げているのだけでも、北のほうにある我が宮城県が環境基準の達成状況が下位であるというのはよろしくないということは、こういう仕事を始めた当初から申し上げてきたところなのですが、際立った新たな対策がないものですから、環境基準値を変

えるしかないのかなというふうに、私は従来から思ってきたのですが、それは余分なことです。ということで、御質問は大体いいのかな。ほかにあればどうぞ。環境対策課長、どうぞ。

○赤坂環境対策課長 類型指定の考え方で、利用目的に応じて類型を指定するというところで須藤会長からお話がありました。宮城県は昭和40年代に類型指定していますので、利用形態がもしかして変わっているかもしれません。そういった調査はこれまでしたことがないということでございますので、それも含めてこれから検討させていただきたいなと思います。短期間でできるものではないとは思いますが、中長期的に考えたいというふうに思います。

○須藤会長 例えば飲用にしなくなったら環境基準をもう少し緩やかにしてもいいですよ。そういうことですよ。今は飲用に使うからCOD1以下でないといけないと思っていますので。先生方、意味をわかっていただけたかと思います。それでは、環境基準の測定計画の細かい部分については、別途、私が委員長をお預かりしています専門委員会議で専門家の先生方の御意見を仰いで審議をさせていただいて、次の環境審議会で、専門委員会議での審議結果をお話して再度御議論いただくと、ということでよろしゅうございましょうか。それでは、審議事項、諮問については、次回で答申ということにさせていただきます。

(2) 報告事項

①鳴瀬川流域水循環計画（第2期）の策定について

○須藤会長 次は報告事項でございまして、1番目が鳴瀬川流域水循環計画（第2期）の策定について、環境対策課のほうから御説明いただきます。どうぞ。

○赤坂環境対策課長 同じく環境対策課から御報告させていただきます。

報告事項の1、鳴瀬川流域水循環計画（第2期）の策定計画について御説明をさせていただきます。資料、報1-1を御覧ください。「1 計画の趣旨」ですが、鳴瀬川流域水循環計画は、平成16年に制定しましたふるさと宮城の水循環保全条例などに基きまして、鳴瀬川流域における健全な水循環の保全に関する施策の効果的な推進を図るために策定するものでございます。平成21年3月に策定いたしました第1期計画が、平成29年度で計画期間の10年間を満了しましたことから、新たな第2期計画の策定作業を進めてきたところでございます。「2 策定の経緯」につきましては記載のとおりでございますが、行政機関・民間団体等からのアンケートやヒアリング等の結果を踏まえまして計画の原案をまず作成いたしました。その後、須藤会長を座長とします7名の学識経験者等で構成します計画策定委員会議におきまして、御意見をいただきながら計画素案を作成しております。なお、計画委員会の構成委員は、資料、報1-2の名簿のとおりでございます。また、昨年10月に計画素案に対するパブリックコメントを実施しまして、計画策定委員会等の検討を経て、計画の最終案を取りまとめております。

「3 計画の概要」につきましては、資料、報1-3、鳴瀬川流域水循環計画（第2期）の概要のほうで御説明させていただきます。A3横のカラー刷りのものでございます。左から右に順番に説明をさせていただきます。まず、第2期計画は、第1期計画での取組や鳴瀬川の現状及び計画を取り巻く新たな状況の変化等を踏まえまして作成しております。「第1章 計画の基本的事項」では、計画の性格、計画の位置付け、対象とする鳴瀬川流域や計画期間、基本計画に定めます健全な水循環を構成する4つの要素及び第1期計画における10年間の取組等につきまして記載をさせていただきます。本計画の対象区域としております鳴瀬川流域は、流域図のとおり、鳴瀬川水系、高城川水系、砂押川水系の流域とこれらの水系の沿岸地域としてございます。5市8町1村から構成される範囲となっております。計画期間につきましては、第1期計画と同様に10年間としてございます。また、4つの要素ですが、清らかな流れ、豊かな流れ、安全な流れ及び豊かな生態系として、これらの要素に関連する指標により管理しているものでございます。次に、真ん中の列でございますけれども、「第1期計画における10年間の取組」でございますが、主な取組と取組結果は表に記載のとおりでございます。水循環における取組は、河川整備のように地道な取組が数値として反映されるものもございしますが、自然環境や社会経済活動の影響が取組の結果に影響するものもありますので、現時点での課題に対する適切な対応策を考えていくことが重要と認識をしております。「第2章 計画を取り巻く状況の変化」では、地球温暖化に伴う気候変動、東日本大震災の影響、水循環基本法成立の3点について記載をしております。「第3

章 鳴瀬川流域の現状」では、流域・河川、森林・農地の概要、健全な水循環を構成します4つの要素ごとの現状と課題について記載しております。鳴瀬川流域の概要としましては、船形連峰などの豊かな自然環境が存在しているほか、世界農業遺産、大崎耕土や品井沼干拓などの水に関わる歴史的遺産といった、限りある水を人々のさまざまな知恵と工夫で分かち合ってきたという歴史がございます。また、流域の課題としては、「豊かな流れ」では、東日本大震災において山間部での開発や農地転用が急増している現状を踏まえ、森林や農地等を適切に管理することによる「地下水涵養機能の向上」を、「安全な流れ」では、東日本大震災を受けまして「河川整備率の向上」及び「広域的地盤沈下への影響」を、施設整備だけでなく被害をできるだけ小さくする減災対策の重要性が高くなってきている現状を踏まえまして「危機管理体制の強化と防災意識の向上」を新たに追加してございます。次に、一番右の「第4章 計画の基本理念と目指す将来像」では、温故知新による地域に根差した水循環に関わる取組の連携と推進を基本理念としまして、鳴瀬川流域の特徴であります歴史のある水文化を踏まえ、先人たちが築いてきた水環境からもたらされる恩恵を次世代に継承し、持続可能な社会を実現できるということ、共通の目標に向かって地域全体で積極的に活動が実施される流域を目指すことを記載しております。「第5章 流域の健全な水循環の保全に関わる施策・取組」では、公共用水域水質測定計画や宮城県自然環境保全基本方針などの行政計画・施策を、また、流域水循環計画推進会議の開催など県が行う主な取組内容について記載してございます。「第6章 計画のための方策」では、県民、事業者、民間団体、NPO法人、教育研究機関、行政機関の各主体の役割及び計画の進行管理について記載しております。なお、進行管理のための管理手法につきましては、平成28年3月に変更した基本計画の内容を反映しているところでございます。第7章では、水循環保全条例に基づき指定する水道水源特定保全地域につきまして記載をしております。地域指定につきましては、昨年度作成した新たな植物自然充実度概況図に基づき指定をすることとしております。以上が鳴瀬川流域水循環計画（第2期）計画案の概要でございます。なお、本文につきましては、資料、報1-4になりますので、後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、報1-5を御覧ください。県の意見提出、パブリックコメントの手続の結果と対応でございます。パブリックコメントの実施をした結果、お二方、1団体、合わせて5件の御意見をいただいております。東日本大震災によるカワウの生息域の拡大に伴う影響や、ダム建設に伴う河川環境の変化、下水道の高度処理導入などの御意見をいただいております。

最後になりますが、資料、報1-1にお戻りください。最後に、「4 今後のスケジュール」でございます。この最終案をもとに、今年度内に計画を策定しまして、公表したいというふうに考えております。鳴瀬川流域水循環計画（第2期）の策定につきましての報告は以上のとおりでございます。

- 須藤会長 どうも御説明ありがとうございました。大方の先生方は、この流域が、鳴瀬川が10年を迎えて今2期目であるということとか、その辺は御存じですが、今日初めてこの会議に出られた先生もおられて、流域計画というのは何かということと、今5つに分かれていて、これが鳴瀬川は一番早く進んでいるわけですよ、第2期目を迎えたというか。その全体枠をちょっと話していただいたほうが、もう少しわかりいいのではないのでしょうか。
- 赤坂環境対策課長 それでは、資料の報1-3の一番左側に「計画の位置付け」がございます。ここに全体のポンチ図がございます。まず、先ほども申し上げましたように、ふるさと宮城の水循環保全条例というのが平成16年に議員提案条例として制定されました。この背景には、水を涵養する山々に当時不法投棄とか廃棄物の問題があり、そういったものをなくしたいという思いもありまして、こういったことが発端でございました。ただ、他県等では“水資源”保全条例等つくっている自治体もありますが、宮城県の場合は“水循環”の保全条例というふうに制定をしたところでございます。それを受けまして、平成18年12月に水循環の保全の基本計画を策定いたしました。宮城県の場合は、県を5つの流域に分けて制定することで進んでおりまして、一気に5流域の計画が策定できませんので、順番をつけました。順番のつけ方としては、流域ごとに水質の悪いといいますか、点数の低いところからつくっていくこととしました。現在策定しているのが、北上川、鳴瀬川、名取川でして、順番としては鳴瀬川が最初、次に北上川と名取川が同時期にでき、南三陸の海岸流域と阿武隈川流域がまだ未策定となっております。これは東日本大震災の影響がございました。やはりこの水循環計画を策定する中で、沿岸域と河川の正常な状態というのは非常に重要になってきますので、今河川の工事も順次終わってきておりますが、海岸域はまだ工事をしております。復旧工事がきちんと終わった段階で計画を策定する予定にはし

ております。そういうことで5流域のうち、今3流域ほど計画が終わっており、今回、最初につくった鳴瀬川流域の第2期計画というところにいますので、これをまず更新して、順次、環境基本計画とかも更新の時期に入ってきますので、その更新を計画を組み立てながらほかの2流域も策定をしていくということにしております。ポンチ図の一番右、国では平成26年に水循環基本法という法律をつくりました。国でも法に基づいて基本計画をつくっており、国の計画の中に各自治体がつくった計画も位置付けて入れるということで、現在、3流域の計画が国の基本計画の中に位置付けられております。以上です。

- 須藤会長 ありがとうございます。今のようなお話をさせていただかないと、何で鳴瀬川が出てきて、流域計画なのかということになると思います。国としては水循環基本法という法律がありますが、これは宮城県よりも後からできていますよね。それなので、何となくそぐわないのだけでも、宮城県の行政がそれだけ先に進んでいたということで、国の法律にこれを当てはめていくとか追従させるということになっているわけですよね。だから、国の法律と矛盾もしていないわけですね。ということでございますので、今の全体の枠組みの中でこれを理解いただいたほうがよろしいし、それからまだ2流域が流域計画もつくられていないですので、これは復興のこともありますが、鋭意努力をしていただいて、あとの2流域はこれから策定をすると、こういうことでございますので、御理解をいただければと思います。御質問ございましたら、どなたでも結構です。どうぞ、土屋先生。
- 土屋委員 今、背景は理解をいたしました。これは10年ごとの改定ということで、その間に起こった重要なことは東日本大震災と福島第一原発の事故だと思います。この計画の概要を見ると、放射線量とかそれから底質土壌とか、その辺の放射能に関する記述は一切出てきておりません。基本的には水質汚濁防止法をベースとしたモニタリングということになると思いますけれども、10年計画をして、新しくやって、我々が今抱えている大きな問題はやはり除染の問題と環境放射能と、それからそれに起因する生態系とか農林水産物だと思います。私も県のウェブサイトを見てみましたが、完全には1対1対応できないのですが、鳴瀬川の流域も、現時点でもまだ幾つかの農産物・水産物、シイタケ、それからイワナとか規制区域が多分かぶっているのではないかと思います。それからツキノワグマとかイノシシに関しては全県、出荷制限区域になっているので、福島原発事故以降、宮城県の環境は大きく変わっているという認識で、もとはは戻っていないという認識でこういう計画というのをつくる必要があって、やはり放射線の問題についてはどこかに入れる必要があるのではないかとこのように私は思います。
- 須藤会長 ありがとうございます。それは大変貴重な意見で、放射性物質の問題は2、3年で消えるものではございませんので、当然どこかに、特に鳴瀬川や、阿武隈川の辺も、非常に高いところが多いですよね。ですから、ぜひその辺のところは考慮しないといけないでしょう。策定済みの流域計画についてももう一回点検していただくということが必要かなと思います。土屋先生、大変ありがとうございます。ほかの先生いかがでしょうか。吉岡先生、どうぞ。
- 吉岡副会長 この流域計画の、特に6章のところに県が何をするかということをしつかり書き込まないといけないのではないかと考えています。報1-1を見ても報1-4を見ても、書いてあるのが、今まわりでどんなことに取り組んでいますよという紹介をした後にそれをきちんとモニタリングしていくとか管理をしていくというところで終わっていますね。報1-4の63ページ「第3節 計画の普及啓発」に、具体的に県がこれに対してどういうふうにやっていくかという実行計画的なものが見えないというのがあります。この後、実行計画をつくれるのかどうか別なのですけれども、県が主体的に何をしていくのかという、これはそういう意味では少し上位計画になると思うのですが、そういう視点を少し盛り込んでいかないと、基本計画的なものだけで終わってしまって、次の10年、ただ監視しているのですかというふうに見えちゃうかなと思います。この点について、今後の計画づくり、あるいは実行に向けて、どういうふうにつくり込んでいくのかというのはいちよと具体性を出していただけるとありがたいなと思います。
- 須藤会長 ありがとうございます。今の点について、環境対策課長でもよろしいし、担当者でもいいからお答えになってください。大事なところですよ、これからどう実行するのかということですよ。
- 赤坂環境対策課長 ありがとうございます。土屋先生のお話も含めまして、5つの流域はいわば個別計画という位置付けで、その上に水循環保全基本計画がございます。水循環保全基本計画も10年を迎えますので近々改定をしなければならない状況です。その検討の際にまず意見を十分

に受けて検討させていただきたいというふうに思います。

- 須藤会長 別途それは考えるということですね、水循環保全基本計画について、これからどうやっていくか。
- 赤坂環境対策課長 そうですね、そういうことも含めて検討させていただきたいと思います。
- 須藤会長 いいですか、吉岡先生それで。
- 吉岡副会長 では、ぜひつくっていただきたいと。
- 須藤会長 いいですか。ほかの委員の先生、どうですか。はい、日引先生どうぞ。
- 日引委員 質問ですが、ざっと拝見したので、どこか見落とししているかもしれないのですが、計画案を拝見したときに、最終的な目標としては、水質がどうなったのかということを見ていらっしゃるのでしょうか。ちょっと僕にとってわかりにくいのは、例えば被害であったり生物の数であったり、そこがどういうふうに推移しているのかということについてのリンケージはここでは入っていないですかね。要するに、政策を評価する立場から見たときに、政策の基準の達成とかそういうことは、実際の最終的に見なきゃいけないものとどういう関係にあるのか、何か分析できないかなと思うのですけれども。そうすると、ここに書いてあるのは、水質が悪いとどういう生物に影響がありますよということは書いてあるように思うのですが、実際、水のモニタリングなどで、どこかに例えば非常に大きな問題が発生しているところがあるとしたら、そこはそういうふうに推移しているのか。またはないのか。そのような点はどういうふうな感じになっているのでしょうか。
- 須藤会長 それでは今の御質問に、環境対策課長でも、担当者でもいいですよ。どうぞお答えになってください。
- 赤坂環境対策課長 はい、ありがとうございます。報1-3の一番下のところに管理指標というのがございまして、先ほども御説明しました4つの要素について評価していくということにしておりますので、水質的な部分も非常に大きいのですけれども、例えば生物に関しては一番下の豊かな生態系というところで評価をします。これは最終的には数値化をするということにしておりますので、その4つの要素全体で流域の評価をしていくということにしております。また、非常に問題な地点を含めてあるかという御質問ですけれども、先ほど測定計画の前年度の報告のところでも申し上げましたけれども、健康項目ですね、例えば有害な物質が健康項目になりますけれども、先ほどお話ししました細倉鉦山の流域であるとか、あるいは鳴子ダムに流入します温泉由来の重金属であるとか、そういったところは数値が変動しないかどうかということで、いわゆる常時監視の中で監視をしている、関心度の高いところでございます。そのほかにつきましては、常時、有害物質が検出されるというところはございませんので、今は、先ほどお話ししましたそういった有害物質をチェックしているというところで、大きく環境基準を超えたりしているところは、今のところ有害物質ではその部分だけになります。
- 須藤会長 よろしいですか。特に鳴瀬川の場合は大事なのは海を抱えている部分が非常に多いので、海のデータなり、水産関係の漁獲高とか、そういう意味での水利用についての取り上げ方が非常に不十分ですよ。それは専門委員会議の中でも指摘を受けておりますので、そこはこれから調査ということにもなりますが、海のデータが極めて不足しているというのが専門委員会議での議論のまとめになろうかと思えます。陸のデータだけでなく、海まで入れないとまずいということですね。
- 日引委員 はい、海の汚濁とどう関係するか、そこがあれば評価ができる。
- 須藤会長 できますよね。それは入れるという約束になっていますので、お勉強していただこうと、こういうふうに思っております。はい、どうぞ。
- 赤坂環境対策課長 さっきの御質問の補足をさせていただきたいと思います。吉岡先生の御指摘にもございましたけれども、県のこれからの施策、具体的にどういうことをしていくかということですが、報1-4の計画本文の58ページにそれぞれの事業の実施主体が書いてありまして、それぞれの計画等に基づいてフォローしていくということもございまして。また、我々としては、これから鳴瀬川流域の関係機関を集めた会議を年2回ほどやっております、そういったところで情報共有等してございます。補足をさせていただきました。
- 須藤会長 ありがとうございます。そのほかにもございますか。よろしいですか。それでは、大分時間も進んでまいりましたので、もう一つの報告事項に移らせていただきます。

②宮城県環境基本計画の進捗状況について

○須藤会長 宮城県環境基本計画の進捗状況について、それでは環境政策課のほうから、また同じようをお願いいたします。

○稲村環境政策課長 それでは、続きまして報告事項の2つ目でございます。宮城県環境基本計画の進捗状況につきまして、環境政策課から説明をさせていただきます。恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。資料ですが、報2、平成30年版宮城県環境白書、こちらの冊子のほうで説明させていただきたいと思っております。

8ページをお開き願います。初めに、環境基本計画の概要について説明をさせていただきます。環境基本計画は、宮城県環境基本条例に基づき、県の環境に関する長期的な目標や環境施策の大綱を定めたものであり、現行の計画は、計画期間を平成28年度から平成32年度までとし、目指す環境の将来像として、「豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土」と「持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会」を掲げております。

9ページを御覧ください。中ほどより少し上の図でございますが、こちらは将来像を実現するための政策と施策項目を整理したものでございます。図の一番左側ですが、復興のための重点的な取組でございますが、こちらは現行の計画は県の震災復興計画期間内のものであることを踏まえ、震災からの復興に当たり、環境部門として特に重点的に取り組む施策として3項目を設定しております。また、真ん中には、県の環境の将来像を実現するための政策として、低炭素社会の形成、循環型社会の形成など4つの政策を設定してございます。次に「3 環境基本計画の進捗管理」ですが、下のほうに表を記載しておりますが、環境基本計画の進捗管理については、こちらの表に記載してございます7つの個別計画において定める数値目標指標等を毎年度点検評価することとしており、その結果を環境白書として取りまとめ、公表しているところでございます。

10ページをお開きください。こちらの表には、政策項目ごとに整理した管理指標と、平成29年度実績における目標達成状況を示しております。このうち一部の指標は直近のデータが入手できないことから、平成29年度より以前の年度の数値を評価しているものがあり、測定可能な直近年度の数値により評価を行っております。評価年度における状況の欄につきましては、目標の達成状況を○と×で示してございます。また、表の右端になりますが、参考欄の矢印は、前年度実績に対しての状況を示したものでございます。平成29年度実績におきまして管理指標、全18項目のうち、○印をつけました10項目で目標を達成しております。個別計画における各指標の詳細につきましては13ページ以降に記載しておりますが、本日はこちらの10ページの表により一括して御説明をさせていただきます。

まず、「政策1 低炭素社会の形成」につきましては、3つの管理指標を設定しており、そのうち番号3、再生可能エネルギー等導入量のみが目標達成となりました。番号の1、県内温室効果ガス年間排出量は、東日本大震災以降は増加傾向で推移しており、算出可能な直近年度であります平成26年度実績におきましては前年度より1%排出量が増加しております。一層の排出削減対策が必要な状況です。番号の2、自動車からの二酸化炭素排出削減率は平成17年度実績を基準とした削減率で、震災復興事業等による車両の増加などを背景に、平成24年度に後退した数値から改善傾向にはありますが、依然として目標達成には至っておりません。番号3、再生可能エネルギー等導入量につきましては、太陽光発電やクリーンエネルギー自動車の導入が着実に伸びておりまして、目標達成に転じたところでございます。こちらの低炭素社会の形成に向けましては、昨年10月に宮城県地球温暖化対策実行計画及び再生可能エネルギー・省エネルギー計画を策定し、公表したところであり、目標達成に向けて一層の省エネの推進や地域特性を生かした多様な再エネの導入に向けた取組を進めてまいります。

続きまして、「政策2 循環型社会の形成」でございますが、最新データは平成28年度実績で、6つの管理指標のうち2項目で目標達成、4項目で未達成となっております。4、5、6の一般廃棄物に関しましては、震災後に排出量が大幅に増加し、高止まりしていた時期があり、毎年改善してきてはいるものの、番号の6、最終処分率以外は目標を達成できませんでした。県民意識調査の結果によりますと、3Rに対する県民意識が高いことはうかがえますが、手間や利便性の問題がある場合は3Rに対する行動は限定的であるなど、取組に結びついていない状況で、今後も意識啓発や市町村支援を継続する必要があります。7、8、9、産業廃棄物に関しましては、震災復旧・復興工事の影響により建設系廃棄物の排出量が依然として多い状態が続いてい

るほか、製造業の生産・出荷が回復してきていることや下水道施設の完全復旧など、産業活動の活発化に伴う排出量の増加など、その種類、それから質の変化が見られており、番号の8、リサイクル率以外は目標達成できませんでした。今後は引き続き排出事業者などに対する一層の排出量削減対策と適正処理指導が必要となっております。

続きまして「政策の3、自然共生社会の形成につきましては、昨年度、未達成でありました番号11の未間伐森林面積が今回達成となりまして、3つの管理指標全てで目標達成したところでございます。自然環境の保護・保全につきましては、外来種の侵入による在来希少種の保存や野生鳥獣による農業被害を初めとした課題に的確に対応していくために、引き続き自然環境保全基本方針、鳥獣保護管理計画、生物多様性地域戦略に基づきまして事業展開してまいります。

続きまして、「政策4 安全で良好な生活環境の確保」でございます。こちらは6つの管理指標のうち4項目で目標達成し、番号15、道路に面する地域における自動車交通騒音の環境基準達成率と、番号16、県内の公共用水域における水質環境基準の達成率で示す清らかな流れ、こちらの2項目において目標を達成できませんでした。自動車騒音につきましては、震災復興事業などに伴う車両の増加の影響はありますが、自動車交通環境負荷低減計画に基づき、今後も継続的な取組を進めてまいります。水質環境基準につきましては、河川の基準達成率はほぼ100%となっておりますが、湖沼や海域での達成率が低いため、全体としては目標達成には至らなかったところ です。

以上が平成29年度実績の点検評価結果でございます。目標値を達成できなかった指標につきましては、依然として震災の影響を受けていることが考察されますが、今後、震災復興計画の発展期における各事業を着実に進めながらも、環境基本計画の目標の達成に向けた施策を各分野別計画に基づき展開し、本県の良好な環境の保全に努めてまいりたいと思っております。環境基本計画の進捗状況に関する報告は以上でございます。

○須藤会長 どうも御説明ありがとうございました。ただいまの環境基本計画の進捗状況、それぞれの課題によって進捗状況は違いますし、震災の影響を受けていて、そういう段階ではないというところもあるのですが、皆さんのほうから何か御質問なり御意見、あるいは御希望があればお出しただきたいと思えます。いかがでございましょうか。この議題ってすごくやりにくいですよ。1つ1つじゃないものだからね。全体としてどうかと言われると先生方も非常に御発言しにくいだろうと思えます。

例えば課長、私も同じことを毎年言うのだけれども、温室効果ガスが宮城県でどのぐらい出ていますかというのは平成26年までしかわかっていませんよね。今、平成30年度で、4年も差があるわけですよ。こういう値がしっかり出てこない、どう活動していいか、何に成果があったかってよくわからないじゃないですか。それで、国ではかなり無理をして、前年度ぐらいまで仮定を設けて温室効果ガスとか出しているのだけれども、それは宮城県ではやりにくいと思えますが、仮定を設けて、もうちょっと近づけるといふことというのは不可能ですか。

○稲村環境政策課長 今現在、わかっております推計結果が平成26年度でして、平成27年度分については今作業中で、間もなく平成27年度分の推計結果が出るという状況でございます。これは言い訳になってはしまいますが、推計に当たり約60種類の統計データを使っており、一番遅い統計資料が、都道府県別のエネルギー消費統計でして、先月の中旬によく出た統計を使って今作業しており、平成27年度分が間もなく出るところです。

○須藤会長 一言で言うと3年遅れになっちゃうわけね。平成27年はもう少したったらわかるわけね。

○稲村環境政策課長 平成27年度分については、次回3月のこの審議会には御報告をさせていただく予定でございます。

○須藤会長 わかりました。はい、どうぞ。日引先生。

○日引委員 温室効果ガスの排出量のメインのソースが何なのかということですよ。生産部門なのか、運輸部門なのか。仮に生産部門だとすると、各県のGDPみたいなのが何%伸びているのかという情報が仮に早く入るのだったら、それに掛けてやって、この程度と予測して、後になって正確な値が出てきたときにその予測が合っていたかどうかを確認すると。何年か見てやれば、その予測のやり方でどれぐらいの誤差があるのかわかるので、例えばある程度ソースがわかっている場合には代理指標を使ってやって、何か掛けてやるということは何となく雰囲気がわかるというぐらいはできるかもしれない。

○須藤会長 それぐらいしておかないと、いろいろなことを進めていく上に段取り悪いですよね。

余りにも遅過ぎるという気はするのですが。

- 日引委員 例えば家庭部門が多いのであれば、人口の増加を掛けてやれば何となくわかりますよね。
- 須藤会長 産業部門ですよ、これね。
- 稲村環境政策課長 ソースというお話でございました。産業部門と運輸部門が多くて、それから民生家庭、民生業務を足して全体の4割というところがございます。ほかの県の例などを見ますと、速報値という形で仮定の数字でもって速報版を出して、後に確定値が出た段階で数値を入れ替えてというようなところもございますので、我々のほうでも今そういったところを検討して、できるだけ速報値という形で一旦お出しして、その後、確定した段階でまたやり直すといったような形で。
- 須藤会長 そうしないと、こういう仕事をやっていく上でやりにくいですよ。効果がありそうだったとかあったとか、そういうことを言わなくてはいけないわけで、4年遅れというのはあまりよろしくないような気がします、その辺も入れて考えてください。
- 稲村環境政策課長 そこは検討させていただきたいと思います。
- 須藤会長 真似するのもよくないかもしれないけれども、よその県がやっているなら別にいいじゃないですか。お願いします。
- 稲村環境政策課長 はい、検討させていただきます。
- 須藤会長 ほかの委員の先生、いかがでしょうか。今のお話で大体意味がおわかりになったでしょうか。よろしいですか。この問題、質問が出しにくいですよ。どうもありがとうございます。
- 吉岡副委員長 これは、先の宮城県の温対計画を出すときにもある程度予測値みたいなものを、将来このぐらいになるでしょうというのを一応出した上での、どこまで削減しましょうかという数値を出しているわけです。今、統計データをどうするのかというのはなかなか、社会的にも大きな問題が出ている状況でありますけれども、今言ったような、こういう仮定にのっとればこのぐらいという数字ぐらいはやっぱり県としては出しても構わないのではないかなと思います。条件をきちんと出せば、ですね。そうすれば速報的な形で次のステップに踏み切れる、そのようなことが少しでも早くできるのではないかなと思いますので、ぜひそういった形での評価をしていただければと思います。
- 須藤会長 それは吉岡先生おっしゃったとおりなので、ぜひその点は進めてください。仮定の仮定というのも変なのだけれども、そうじゃないと仕事が進まないじゃないじゃないですか。仕事を進めるためにやるので、どういう仮定を設けたというのを明らかにしておけば嘘っぱち言ったのではないということがわかるので、ぜひ、そういうことを工夫して進めてみてくださいませんか。
- 稲村環境政策課長 はい、わかりました。そのようにさせていただきます。
- 須藤会長 じゃ、ほかの委員の先生、よろしいですか。

(5) その他

- 須藤会長 その他ということで、事務局、何かあるでしょうか。
- 稲村環境政策課長 事務局のほうからは特にございません。
- 須藤会長 ございませんか。では、全体を通して何か言い残されたこと、皆さんございますか。はい、どうぞ。
- 大月委員 ちょっと資料について些細な点ですが、お伺いします。昨年度の公共用水域の放射性物質のモニタリングのデータを見て、どういったところが高い線量なのかとか高い濃度なのかというのを見ておったのですが、審1-2の20ページの地図と表がありますが、特に湖沼・水源地について、上と下とで合っていないように見えるのですけれども、これは読み違いでしょうか。
- 須藤会長 これは環境対策課ですね。どうぞ。
- 赤坂環境対策課長 上と下の番号と合っているとは思うのですけれども、あと再確認を。
- 大月委員 例えば赤い丸は、どう見てもこれ18ぐらいまでしかないわけですけれども、表のほうですと21までありますよね。地点数が少ないように見えるのですけれども。
- 須藤会長 担当の方でも結構ですよ、発言されて。

- 赤坂環境対策課長 再確認をさせていただいて、もし間違いがあれば次回の審議会で訂正させていただくということよろしいでしょうか。
- 須藤会長 今わからないなら、それしかないですね。申しわけございません。ただいまの大月委員の御質問は次回送りとさせていただきたいと思います。確認の上、大月委員御本人には先にお知らせしておいたほうがいいですよ。ほかの委員の先生、いかがでしょうか、全体を通して。なければ、これをもって会議を終了させていただきたいと思います。それでは、司会へお返ししたいと思います。
- 司会（鈴木補佐） 須藤会長、どうもありがとうございました。

6 閉 会

- 司会（鈴木補佐） 以上をもちまして環境審議会を閉会いたします。なお、次回の審議会は3月25日又は27日の午後の開催を予定しております。決まり次第、速やかに御連絡させていただきます。25日又は27日、大変恐縮ですが決まり次第、御連絡させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。それでは、本日はどうもありがとうございました。
- 須藤会長 どうもお疲れさまでございました。熱心な討論、ありがとうございました。